

入院や外来で高額な診療を受ける皆さんへ

～限度額適用認定証の手続きが必要です～ (入院した時や高額な外来診療等での窓口負担が軽減されます。)

1 内容

健康保険の加入者が入院と決まった時や外来で高額な治療を受ける時、事前の自己申請により交付された「限度額適用認定証」を窓口提出することによって、自己負担額が月単位で一定の限度額までにとどめられ、窓口で多額の金額を支払う負担が軽減されます。

2 申請先（各保険者の窓口）と、申請するとき必要なもの

保険の種類	申請先	申請のとき必要なもの
国民健康保険	各市役所・役場	○ 本人の健康保険証
協会けんぽ	全国健康保険協会 山形支部 Tel 023-629-7225	○ 本人が申請する場合は本人の印鑑 ○ 代理人が申請する場合は 本人の印鑑と代理人の印鑑 それぞれ（認印でも可）
組合健康保険・共済保険	各勤務先	※ ご不明な点は、各申請先にお問合わせください。

3 自己負担の限度額について

1か月の自己負担額は、年齢や世帯の所得によって異なり、裏面のとおりになります。

※ **住民税非課税世帯**の方は、入院時の食事代の負担も少なくなりますので、各保険者の担当窓口で申請してください。

※ 過去1年間に同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あったとき、4回目以降の自己負担限度額が変わる場合があります。

※ 申請のあった日の属する月の初日から適用になります。

4 限度額適用認定証の詳しい説明及び交付された場合の提出先は下記窓口となります。

入院の場合は入退院窓口（7番窓口）となります。

外来の場合は医事カウンター（5番窓口）となります。

5 その他

限度額適用認定証のご提示がない場合は、従来どおりのご請求となります。

食事の自己負担額、入院時の差額ベッド代等の健康保険が適用されないものは、高額療養費の対象外となります。

米沢市立病院長

平成27年1月から自己負担限度額が変更されます。

◀ 70歳未満の方の場合 ▶ ※ 所得区分が細分化されます。

所得区分	自己負担額 (同月あたり)	4回目以降
区分ア (月収83万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
区分イ (月収53万円~79万円の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ (月収28万円~50万円の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
区分エ (月収26万円以下の方)	57,600円	44,400円
区分オ (低所得者) (住民税非課税の方)	35,400円	24,600円

※ 同一月に同一の医療機関で外来と入院の請求がある場合、合算ではなくそれぞれの扱いとなります。

◀ 70歳以上の方の場合 ▶ ※ 変更はありません。

所得区分		外来 (個人ごと)	自己負担額 (同月あたり)	4回目以降
現役並み所得者 (月収28万円以上で窓口負担3割の方)		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般所得者		12,000円	44,400円	該当の適用はありません
低所得者 (住民税非課税の方)	I (判定対象のご家族全員の所得の金額が0円になる方) ※ 所得: 各自の年金等の収入から必要経費・控除額を差し引いた金額	8,000円	15,000円	
	II (I以外の方)		24,600円	

※ 70歳以上の方は、低所得者 (住民税非課税の方) のみ「認定証」の交付申請が必要です。

※ 同一月に同一の医療機関で外来と入院の請求がある場合、合算ではなくそれぞれの扱いとなります。

月収 (標準報酬月額) とは、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した金額です。なお、保険の種類によって所得の基準が異なりますので、お手続きの際に各申請先の窓口にてご確認ください。